

| | | | | | | |
|--|----------|----|---------|--|--|--|
| 京都大学 | 博士(文学) | 氏名 | 中 村 健 史 | | | |
| 論文題目 | 花園院歌論の研究 | | | | | |
| (論文内容の要旨) | | | | | | |
| 本稿は『風雅和歌集』序を中心とする花園院（1297～1348年）の歌論研究である。 | | | | | | |
| <p>全体は六章より成る。</p> <p>序章「歌論としての『風雅集』序」では、『風雅集』序について概説し、注釈を施した上で、研究の目的と方法を明らかにする。</p> <p>京極派の歌人たちとは、その活動のごく初期、弘安末年に成立したかと見られる『為兼卿和歌抄』を唯一の例外として、まとまった歌論書を持つことがなかった。ことに為兼が没したのち、いわゆる後期歌壇において和歌観や作歌論をうかがいうる資料は乏しい。こうしたなかにあって、花園院がみずから筆を執った『風雅集』序（1346年竟宴）は、勅撰集序という様式性のつよい文章であることを勘案しても、きわめて重要な位置を占める。</p> <p>同序については、これまでに次田香澄氏、岩佐美代子氏、井上宗雄氏らの注釈が刊行されているが、全体として見れば、研究はいまだ発展途上にあるといつてよく、字句のうちには明解を得ないものも多い。たとえばそのような例のひとつに、「警策」という言葉がある。</p> <p>『風雅集』真名序では、「警策」が「大綱」とほぼ同じ意味で使われている。しかし曹植「応詔詩」などの例によって考えるかぎり、「警策」の本義は馬に鞭を入れることであり、後代の派生的な用法（秀句、すぐれた詩歌、すぐれたもの）にも『風雅集』と一致するものは見あたらない。</p> <p>ただし、陸機「文賦」（『文選』卷十七）には「片言を立てて要に居らしむるは、乃ち一篇の警策なり」とあって、全体の論旨を短くまとめ、要所に置いて文章をひきしめるために「警策」（秀句）を用いよと述べる。これを一種の比喩的表現として「あるものごとに一貫する趣旨を短くまとめたもの」ととらえるならば、『風雅集』の理解にやや近づく。真名序の「警策」については、「文賦」からの影響を考えてみる必要がある。</p> <p>「警策」はごく小さな問題であるが、このような例はなお『風雅集』序に少なくない。次章以下ではそのうちのいくつかを取りあげ、先学の訓詁を補うとともに、表現の背後に潜む和歌観について考察を試みる。</p> <p>第1章「正風と治世」では、「貞和百首」に収められた花園院詠「葦原や乱れし國の風をかへて民の草葉も今なびくなり」（『風雅集』賀・2198番）を取りあげる。</p> | | | | | | |

この歌は『論語』顏淵篇「君子の徳は風なり。小人の徳は草なり。草之に風を尚ふれば必ず偃す」を典拠として、君主を風、民を草にたとえたものである。すなわち「風」は君主の徳、あるいはその徳によって行われる政を象徴する。

一方で、同じく花園院の撰した『風雅集』仮名序には「葦原や乱れぬ風代々に吹きつたへ」という文章が見え、明らかに「風」を歌風の意で用いる。表現が先の歌にきわめてよく似ること、また仮名序が「貞和百首」とほぼ同時期に執筆されているなどを考慮すれば、「乱れし國の風を変へて」は「乱れた歌風を京極派のそれへと改めて」とも解釈できるのではないか。

以上を総合すると、花園院詠における「風」には、帝徳、政治、和歌という三つの内容が込められていることになる。このような発想の源は、遡ればさらに『詩経』の風（国風）に求めることができよう。

たとえば『毛詩注疏』音義（陸徳明『經典釈文』）には「君上の風教して能く万物を鼓動すること、風の草を偃するが如きなり」、君主の徳が政となって万物を従わせること、あたかも草が風になびくようだという注が備わる。「葦原や」の歌における風については、『論語』とともに、『詩経』の影響を考慮する必要があるのではないか。

花園院の和歌意識はきわめて政教主義的なものであったが、そのような思考を象徴的にあらわした歌語こそが「風」だったのである。

第2章「和歌と風雅」では、『風雅集』という題号について論じる。

『風雅集』の序には「難波津に咲くや木の花冬こもり今は春べと咲くや木の花」「浅香山影さへ見ゆる山の井の浅き心を我が思はなくに」の二首を挙げて、それぞれが『詩経』風雅の趣にかなうと述べただりがある。『風雅集』の題号が『詩経』に由来することを示した文章である。

しかしながら、このような理解はかならずしも花園院の独創ではない。難波津、浅香山の歌は、もともと『古今集』仮名序に「歌の父母」として引かれるものであった。そこで、鎌倉時代にひろく読まれた注釈書のひとつ『為家古今序抄』を参照すると、「二の徳をあらはせるによりて、このふた哥を歌のちゝはゝといへるなるべし」という解説が見出される。

「二の徳」とは徳を讃え、過ちを防ぐことを言う。その根拠として同書が掲げるには、『毛詩正義』序の「詩は功を論じ徳を頌するの歌、僻を止め邪を防ぐの訓なり」という文章であった。ここにいう「詩」が、主に『詩経』に収められた作品を指することは言うまでもない。すなわち、「二の徳」を媒介として、「歌の父母」は『詩経』に結びつく。『風雅集』序の記述は、このような注説を基とするものではなかったか。

従来『風雅集』の題号については、『詩経』とのかかわりが指摘されるのみであったが、その背後には『為家序抄』の存在を考える必要があろう。

第3章「和歌と微言」では、仮名序「詞かすかにして旨深し、まことに人の心を正しつべし」の解釈を検討する。

従来の注釈では「かすかにして」を「はっきりしない」「趣があつて美しい」の両義にわたる言葉ととらえ、全体を「和歌」というものは、言葉づかいがはっきりとしない、それゆえ趣があつて美しい」と理解してきた。このような「かすか」の例は『古今集』仮名序にも見られ、前後の文脈から考えても妥当なものと言える。

しかし、あらためて本文を見てみると、「詞かすかにして」の後には「まことに人の心を正しつべし」とつづく。これは和歌の政教性を言うものであるから、「かすか」を美的な意味にのみ解しては、全体の内容に整合しなくなる。

他方、漢籍には「微言」という言葉があり、『漢書』芸文志「昔仲尼没して微言絶え、七十子喪はれて大義乖く」をはじめ、聖賢の教えを指す表現として数多くの用例がある。仮名序がもしこれを踏まえるのだとすれば、「かすか」には「聖賢の教えにも等しい深遠さ」という意味が含まれることになり、文脈を合理的に理解することができる。すなわち「詞かすかにして」とは、「和歌の言葉づかいはおぼろげで、はっきりとしない。それが、一方では趣があつて美しく、一方では聖賢の教えに通ずる奥深さを持つ」と述べるものではなかったか。

なお、このような発想の背景には、あらゆる文学の源が經書にあるという『文心雕龍』宗經篇の文学観や、風流の文章に耽溺することを諱め、天子はよろしく經書を学ぶべしと諱める宇多天皇『寛平遺誠』からの影響が考えられる。特に『寛平遺誠』は花園院の著作にしばしば言及があり、『風雅集』序との関係を考える上で興味深い。

第4章「和歌と政道」では、真名序「煙氣早に収まり、春馬徒らに華山の風に逸す。霜刑用ゐず、秋茶空しく草野の露に朽つ。衆功已に興り、庶績方に熙る」の訓詁を考える。

このうち「春馬徒らに華山の風に逸す」は『書經』武成篇の「馬を華山の陽に帰す」に基づくもので、周の武王が殷を討った後、軍馬を放牧して、善政を布いた故事を踏まえる。また、「秋茶空しく草野の露に朽つ」は、『塩鉄論』刑德篇の「秦の法は秋茶よりも繁し」を典拠とし、秦で行われていたような峻厳な法律は、今や廃止されてしまったと述べる。なお、このような発想の背景には、劉邦が秦を滅ぼしてその法をことごとく廃止した「法三章」の故事が影響しているのであろう。

以上の例はいずれも、同時代の社会状況を「前代の悪政は改められ、今や太平の世となつた」ととらえる点で共通する。そこには南朝の治世を貶め、代わって皇統についた北朝を賛えようとする意図を認めることができよう。「衆功已に興り、庶績方に熙る」は『書經』堯典篇に拠る文章であるが、光嚴院の施政を堯にたとえる点で、やはり同じ性格を持つものと言える。

さて、真名序の文章はこの後さらに「故に此の道の久しく廃れ、俗流の涇渭を分たざるを嗟く。此の撰有る所以なり」とつづく。世間の人が歌の善惡をわきまえないでの、正しい歌風を示すため『風雅集』を編む、というのである。おそらくは、京極派と二条派の関係を念頭に置くものであろうが、自派の正統性をつよく主張する態度は

「煙氣早に収まり」以下と軌を一にする。花園院にとって歌の道の争いは、より大きく持明院統と大覚寺統の対立に結びつく問題だったのである。

第五章「文質と意句」では、『為兼卿和歌抄』との比較を通して、『風雅集』序の歌論的な特徴を探る。

真名序には、和歌の理想を「文質互ひに備はり、意句共に到る」と述べただりがある。このうち「文質」が『論語』雍也篇を典拠とするのに対して、「意句」は主に禅籍で用いられる言葉であった。たとえば、『五灯会元』巻十一に葉県帰省の語として「意句俱到」という句が見え、諸書に引用されている。ことに夢窓疎石『夢中問答集』巻中には「意句と申すことは、詩家より出でたり。日本の歌道を論ずる時、この歌の句からはやさしけれども、その心ばせは拙しなむど申すがごとし」、和歌で言えば意は心、句は詞にあたる、という解説があり、真名序の文章はこうした理解と共通の地盤に立つものであろう。

さて、この「意句共に到る」の句によって考えるならば、『風雅集』序の歌論は、詞と心の調和を目指したものであった。一方、『為兼卿和歌抄』では「心をさきとして、詞をほしきまゝにする」「心のまゝに詞のにはひゆく」と、詞に対する心の優位を説く。心と詞の位置づけをめぐって、両者にはいささかの隔たりがある。

為兼によれば、和歌というものは、まず心のうちに詠うべき内容が心のうちに生じ、次にそれが詞によって表現されるのだという。詠歌をこのような順序によってとらえるかぎり、詞が心に従うべき存在として位置づけられるのは自然なことである。他方、『風雅集』序の主題は、もっぱら心のはたらきを言語化する段階にかぎられ、詞と心の先後について言及されることはない。いずれかがいずれかに先立つという関係ではない以上、結論はおのずから二つのものの調和（「意句共に到る」）に求められるのであった。

『為兼卿和歌抄』以来の京極派の歌論は、花園院に至って新しい展開を見せたと言えるのではないだろうか。

以上、五章にわたって『風雅集』序を取りあげ、そこにあらわれた花園院の和歌意識を考える。

『風雅集』の序は決して「鄙俚庸俗の語を以て、直ちに拙意を述べ」（同・真名序）た文章ではない。絢爛たる修辞に彩られた王朝ふうの美文である。解釈にはおのずから典故の搜索を欠くことができない。しかしときにその作業は、言葉の問題を抜け出て、花園院の思索を明らかにする。「ことば」の背後に息づく「こころ」を探らんとするところに、ささやかながら本稿の目標がある。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、花園院の著した『風雅和歌集』漢文序を主たる資料として、歌論書の著作のない花園院の歌道思想を明らかにする研究である。

南北朝の動乱の時代、皇統においては持明院統と大覚寺統の対立があり、歌壇においては京極派と二条派とが異なる皇統と結びつきつつ霸権を争っていた。そのなかにあって、持明院統を嗣ぎ、後期京極派の指導者でもあった花園院は、甥にあたる光嚴院の『風雅集』親撰を教導し、勅撰集から久しく姿を消していた仮名と真名の両序を自ら著作した。その序文は、当然、『風雅集』の文学史的意味を明らかにし、ひいては院自身の歌道思想を語るものと期待されるであろう。しかし、後世、歌壇の主流となつた二条派から冷眼視されることの多かった『風雅集』は和歌史研究の中心からは外れがちであり、さらにその序文となるとまともな考察の対象とされることはほとんどなかった。『風雅集』漢文序の訓詁注釈を試みる本論文は、前例のない学問的挑戦としては高く評価されるべきであろう。

本論文の訓詁の方法は、その序章において示される。真名序の一句、「概立警策」について、従来の『風雅集』の注釈書はごく簡単な語注と「選集精神の概要を示し」というような現代語訳を示すのみであるが、論者は、馬に鞭を入れることを原義とする「警策」が秀句の意を派生させ、一般にすぐれたものの意ともなる語義の変遷を丁寧にたどり、さらに和文の中では「警策にものしたまふ君」(源氏物語)などと用いられる例まであることを指摘し、結局、ここでは『文選』『文賦』の「警策」の例に近い意味に用いられていることを説く。語史をそこまでたどる必要のある問題であったかには異論もありうるが、日本の漢文作品は、そのような徹底した訓詁注釈の方法によって読み直されなければならない研究の段階にあることは間違いないのところであろう。本論文にその方法を一貫するという宣言であった。

第一章は、『風雅集』に所収される花園院の和歌「葦原や乱れし國の風をかへて民の草葉も今なびくなり」が、『論語』顔淵篇の「君子の徳は風なり、小人の徳は草なり。草之に風を尚ぶれば必ず偃す」を典拠とすること、また『毛詩注疏』音義の「君上の風教の能く万物を鼓動すること、風の草を偃するが如きなり」もまた花園院の意識下にあったことを推測する。そして、院が「乱れし国」に建武以来の政治的混乱、さらに「風をかへて」に乱れた歌風を京極派のそれへと改めることを寓意したことを説く。和歌において「乱れし國の風」という表現は類例がなく、特殊なものと考えられることからも、それらの推測は、おそらくは正鶴をはずれないであろう。花園院には、和歌を改革することによって国の政ごとをも改めたいという歌道観があったのである。宋学の影響を受けることもあった院の政教主義的な歌学を明らかにする論考として高く評価できるであろう。『詩經』大序の「乱世の音」という句を「乱れし國の風」という表現の典拠である可能性を示したことについても注意されるであろう。

その他、「風雅和歌集」というその書名について考証した第二章、また仮名序の「詞

かすかにして旨深し」の「詞かすか」の典拠として「昔仲尼没して微言絶え」（『漢書』芸文志）の「微言」の語を指摘した第三章、さらに真名序の「春馬徒らに華山の風に逸す」の典拠として『書經』武成篇の「馬を華山の陽に帰す」を、またその対の「秋荼空しく草野の露に朽つ」も『塩鉄論』刑徳篇の「秦の法は秋荼よりも繁し」に拠ることを指摘した第四章など、いざれも花園院の漢学の造詣のほどを明らかにする考証であった。京極派の先達京極為兼と花園院のそれぞれの歌論を比較する第五章においても、論者は真名序の「文質互ひに備はり、意句共に到る」が禅籍に多く見られる「意句俱到」に基づくことを手がかりとする。花園院の教養が禅籍にまで及んでいたことを示した業績として評価されるべき論考であろう。

以上のように、本論文は従来本格的な注釈のなかった『風雅集』序について徹底した訓詁を施すものとして大きな価値をもつものであった。しかし、その一方で、論者の秀れた文学的センス、または該博な知識がそこで十分に生かされているかと言えば、その点にはやや不満ものくる。あまりにも厳密な論証、細かな考証は、時に論そのものを袋小路にも追いかねない。京極派の新鮮な歌の世界に遊び、また皇室、歌壇の動向を細述するような仕事が論者にはむしろ適するのではないか。新境地の拓かれん日を刮目して待ちたい。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。平成二十四年一月十二日、調査委員三名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。